

諮問庁：農林水産大臣

諮問日：平成27年7月9日（平成27年（行情）諮問第444号）、同年9月14日（平成27年（行情）諮問第553号）及び同年11月6日（平成27年（行情）諮問第654号）

答申日：平成28年6月24日（平成28年度（行情）答申第150号ないし同第152号）

事件名：特定日の特定個人の農林水産省の建物への出入データの不開示決定（存否応答拒否）に関する件

特定日の特定個人の農林水産省の建物への出入データの不開示決定（存否応答拒否）に関する件

特定日の特定個人の農林水産省の建物への出入データの不開示決定（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した各決定は、妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年6月8日付け27経営人第31号、同年7月29日付け27経営人第55号及び同年9月28日付け27経営人第94号により農林水産大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下、それぞれ「原処分1」、「原処分2」及び「原処分3」といい、併せて「原処分」という。）について、これを取り消して、本件対象文書を開示するよう求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、原処分1ないし原処分3に対する異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである（なお、異議申立書及び意見書に添付された資料の内容は省略する。）。

- (1) 本件対象文書が保存期間を経過しておらず存在していることは、セキュリティシステムを採用している全ての省庁において公知の事実であり（複数の省庁で保存期間等も含め確認している。）、存否を応答せず不開示とした理由は、法的に意味がない。（諮問第444号及び同第553号）

- (2) 農林水産省で実施された過去の調査において、調査担当者の特定個人 B から、当該日は勤務時間管理上は外出している状況にないと回答されたが、これはセキュリティ上の記録と突合して初めて確認できることである。農林水産省の建物への出入館記録が勤務時間管理簿の申請と意図的に異なるものであれば、特定個人 A は虚偽の勤務時間管理を報告していることになる。このような行為は公に批判を受けるべき行為であり、その事実関係は公に説明されるのが慣例である。(諮問第 4 4 4 号及び同第 5 5 3 号)
- (3) 本件対象文書を開示すれば、特定個人 A のアリバイを崩し、違法な勤務時間管理の実態や、特定個人 A による犯罪を暴くなどという公益上極めて重要な鍵を握るデータとなるのであるから、法 7 条の公益上の理由による裁量的開示をしなかった原処分は違法である。(諮問第 4 4 4 号、同第 5 5 3 号及び同第 6 5 4 号)
- (4) 異議申立人は、平成 2 7 年 2 月 2 5 日、特定個人 A から、自らの嘘を見破ってほしいので全ての情報の開示に応じるとの意図を示されたのであり、本人が同意しているのであるから、法 5 条により不開示とすることで保護すべき利益は存しない。(諮問第 4 4 4 号及び同第 5 5 3 号)
- (5) 出入館システムは、本省庁の職員が勤務地において勤務していることの一つの重要な証拠であり、その存否を応答しないということは、勤務の存否を応答しないということであり、国民に対して公務をしているかどうか答えないという極めて信義誠実の原則に反した不遜な態度である。(諮問第 5 5 3 号)
- (6) 法が定める開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず開示請求を認める制度であり、開示請求者の個別事情により開示・不開示の判断が左右されるものではないが、開示請求者の個別事情は、開示請求の契機となるものである。人は何の動機も目的もなく請求するものではないからである。それが、自然な考え方である。
- そうであれば、開示請求者の個別事情を一般化することが必要となる。公務員は国民全体の奉仕者であり、奉仕を受ける立場の国民は、一体誰が責任をもって公務上の職務を遂行しているのか知る権利があり、これは誰しも同じである。(諮問第 4 4 4 号、同第 5 5 3 号及び同第 6 5 4 号)
- (7) 農林水産省は、係長クラス以上の氏名、官職、立場等は慣例上公にしているのであるから、存否応答拒否によってその所在を行方不明にすることは、法の趣旨に反する行為であり、権限を逸脱した濫用行為である。(諮問第 4 4 4 号、同第 5 5 3 号及び同第 6 5 4 号)

### 第 3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 原処分において不開示とした理由

本件各開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、法5条1号に規定された特定の個人を識別することができる情報を開示するのと同様の結果が生じることになることから、法8条の規定により行政文書の存否を回答できないので不開示とした。

## 2 原処分を維持する理由

(1) 本件対象文書の存在を明らかにすることは、特定の個人を識別することができる情報を明らかにすることと同様の結果となる。

このことから本件情報は、個人に関する情報であって、当該個人を識別することができるものであることから、法5条1号本文に該当すると認められる。(諮問第444号、同第553号及び同第654号)

(2) また、当該情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要な情報と認められないことから、同号ただし書ロにも該当しない。さらに、建物への出入データは職務の遂行に係る情報とは認められないことから、同号ただし書ハに該当する事情も存しない。(諮問第444号、同第553号及び同第654号)

(3) 本件開示請求については、特定の個人に係る農林水産省の建物への出入館データであることから、仮に本件開示請求に応じ、本件対象文書が存在しているか否かを答えるだけで、当該特定の個人の氏名及び農林水産省の職員としての在職の有無等の不開示情報を開示することと同様の結果となる。(諮問第553号)

(4) このことから、当該行政文書の存否を明らかにしないで不開示とした原処分1ないし原処分3は妥当であり、異議申立てに対しては原処分を維持することが適当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合の上、調査審議を行った。

- |             |                         |
|-------------|-------------------------|
| ① 平成27年7月9日 | 諮問の受理(平成27年(行情)諮問第444号) |
| ② 同日        | 諮問庁から理由説明書を収受(同上)       |
| ③ 同月27日     | 異議申立人から意見書1及び資料を収受(同上)  |
| ④ 同年9月14日   | 諮問の受理(平成27年(行情)諮問第553号) |
| ⑤ 同日        | 諮問庁から説明理由書を収受(同上)       |
| ⑥ 同月24日     | 異議申立人から意見書2及び資料を収受(同上)  |

- ⑦ 同年 1 1 月 2 日 異議申立人から意見書 3 及び資料を收受  
(諮問第 4 4 4 号及び同第 5 5 3 号)
- ⑧ 同月 6 日 諮問の受理 (平成 2 7 年 (行情) 諮問第  
6 5 4 号)
- ⑨ 同日 諮問庁から説明理由書を收受 (同上)
- ⑩ 同月 1 8 日 異議申立人から意見書 4 を收受 (同上)
- ⑪ 同年 1 2 月 4 日 異議申立人から意見書 5 及び資料を收受  
(同上)
- ⑫ 平成 2 8 年 1 月 1 8 日 異議申立人から意見書 6 を收受 (諮問第  
4 4 4 号, 同第 5 5 3 号及び同第 6 5 4  
号)
- ⑬ 同年 2 月 5 日 異議申立人から意見書 7 を收受 (同上)
- ⑭ 同年 6 月 1 6 日 平成 2 7 年 (行情) 諮問第 4 4 4 号, 同  
第 5 5 3 号及び同第 6 5 4 号の併合並び  
に審議
- ⑮ 同月 2 2 日 審議

## 第 5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件各開示請求は、別紙に掲げる文書（本件対象文書）の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法 5 条 1 号の不開示情報を開示することとなるとして、法 8 条の規定に基づき、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、原処分の取消しを求め、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、存否応答拒否の妥当性について検討する。

### 2 存否応答拒否の妥当性について

(1) 本件各開示請求は、特定日における特定個人 A の農林水産省の建物への出入データの開示を求めるものであり、その存否を答えることにより、特定個人 A が当該日に当該建物に出入りした事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなるものと認められる。

(2) 本件存否情報は、特定個人 A の特定日における行動に関する情報であり、法 5 条 1 号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

そして、特定個人 A のこの種の情報については、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（法 5 条 1 号ただし書イ）に該当するとは認められず、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護のため、公にすることが必要な情報（同号ただし書ロ）に該当するとも認められない。

さらに、農林水産省の建物への出入データの取得目的について、当審

査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、人事労務管理の観点からではなく、専ら建物の保安上の必要から取得しているものであり、建物に出入りしさえすれば記録がされるとのことであった。そうであれば、特定個人Aが同省で勤務する者であったとしても、特定個人Aが同省の建物に出入りしたとの情報自体は、特定個人Aが担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報とはいえないため、その職務の遂行に係る情報（法5条1号ただし書八）に該当すると認められない。

(3) したがって、本件対象文書の存否を答えることは、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで本件各開示請求を拒否したことは、妥当である。

### 3 異議申立人のその他の主張について

(1) 異議申立人は、特定日における特定個人Aの農林水産省の建物への出入記録の開示により特定個人Aの犯罪を暴く証拠とすることができるとか、特定個人Aの黙示による開示の同意があるなどとして、原処分を取り消して本件対象文書を開示すべきであると主張するが、法は、何人も等しく目的を問わず行政文書の開示請求ができることとしており、開示請求の理由や利用目的等の個別事情は、当該行政文書の存否応答拒否の妥当性の判断に影響を及ぼすものではない。

(2) 異議申立人は、法7条に基づく裁量的開示を求めているが、上記2のとおり、本件対象文書の存否に係る情報は、法5条1号の不開示情報に該当するものであり、これを開示することに、これを開示しないことにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとまでは認められないから、法7条による裁量的開示を行わなかった処分庁の判断に裁量権の逸脱又は濫用があるとは認められない。

(3) 異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した各決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

### (第4部会)

委員 鈴木健太、委員 常岡孝好、委員 中曽根玲子

別紙（本件対象文書）

諮問第444号

文書1 2014年5月2日の特定個人Aの農林水産省の建物への出入データ（セキュリティー通過）

諮問第553号

文書2 ①農林水産省事務官特定個人Aが2014年5月14日，21日，28日，6月4日の午後の農林水産省の建物への出入館データ。  
②同，2014年11月12日の出入館データ。

諮問第654号

文書3 2013年1月30日の特定個人Aの農林水産省建物への出入館記録（セキュリティー通過タイム記録）